

# 令和7年度第4回越谷市国民健康保険運営協議会

日時 令和7年12月25日(木)午後2時～

場所 中央市民会館4階 会議室A・B

## 次第

1.開 会

2.あいさつ

3.議 事

(1)国民健康保険税の見直しについて IV……………資料

4.そ の 他

5.閉 会

# 国民健康保険税の見直しについて IV

～国民健康保険税の見直し(案)の検討③～

令和7年12月25日

(令和7年度第4回越谷市国民健康保険運営協議会)

# 1 前回会議の振り返り

## (1) 国民健康保険税の負担状況について

- ・国民健康保険税には、均等割軽減や課税限度額の制度があり、低所得世帯や一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられている。
- ・相対的に中間所得世帯の保険税負担が大きいいため、県が示す応能応益割合への見直しが重要となる。

## (2) 保険税率の見直し(案)について

- ・令和7年度の標準保険税率によるシミュレーションでは、1人当たり約16,600円の引上げとなる。
- ・次回は、11月中旬に埼玉県から示される令和8年度の標準保険税率によるシミュレーションをお示しするが、上記の令和7年度標準保険税率より増加する見込みである。

## 2 保険税率の見直し（案）について

### (1) 令和8年度市町村標準保険税率（秋の試算）結果について

この度、埼玉県から令和8年度国保事業費納付金及び標準保険税率についての「秋の試算（仮算定）結果」が示されました。それに基づく、本市の令和8年度市町村標準保険税率は下表のとおりであり、所得割率、均等割額ともに大幅に増加しているほか、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されています。

	所得割率			均等割額		
	現行	R8標準	増加率	現行	R8標準	増加額
医療分	7.50%	8.11%	+0.61%	31,900円	49,311円	+17,411円
後期高齢者支援金分	2.50%	2.84%	+0.34%	11,500円	17,117円	+5,617円
介護納付金分	2.20%	2.44%	+0.24%	12,000円	17,274円	+5,274円
子ども・子育て分	—	0.27%	皆増	—	1,737円	皆増
合計	12.20%	13.66%	+1.46%	55,400円	85,439円	+30,039円

	軽減後の均等割額	
	R8標準	増加額
7割軽減	25,400円	+8,900円
5割軽減	42,500円	+14,900円
2割軽減	68,100円	+23,800円
軽減なし	85,439円	

(表1)

(表2)

#### 【令和8年度市町村標準保険税率算定に係る主な増減要因】

増加要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援納付金の創設に伴う増。</li> <li>●一人当たり保険給付費額、後期高齢者支援金等及び介護納付金の増。</li> <li>●令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられることに伴う増。 →所得割保険税の算定に係る旧ただし書き所得が減少することにより、保険税収入が減少。 →自己負担割合（70歳以上）及び高額療養費自己負担限度額の判定に用いる課税所得や旧ただし書き所得が減少する等により、下の区分に移行する者が生じ、給付額が増加。</li> </ul>
減少要因	○一人当たり前期高齢者交付金の増。

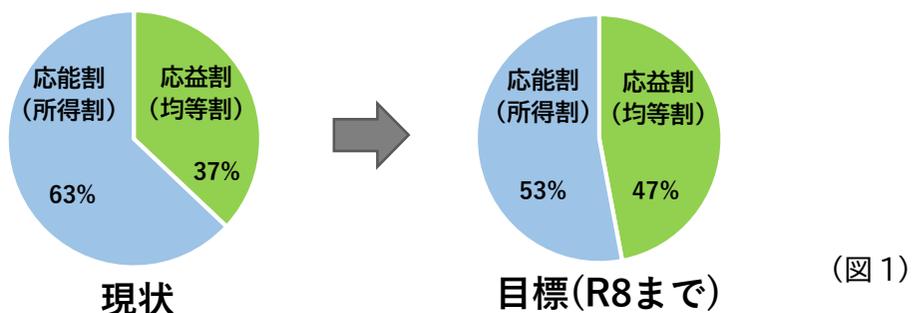
(表3)

## (2) 保険税率の見直しのシミュレーション

### ▼令和8年度の試算条件

- ① 令和8年度に赤字を解消するため、県が示す本市の令和8年度市町村標準保険税率をもとに試算する。なお今回は、11月中旬に「秋の試算（仮算定）」として示された令和8年度市町村標準保険税率（表1）をもとに試算する。  
※本算定は令和8年1月中旬に示される予定。

- ② 応能応益割合を応能割53%、応益割47%に変更する。



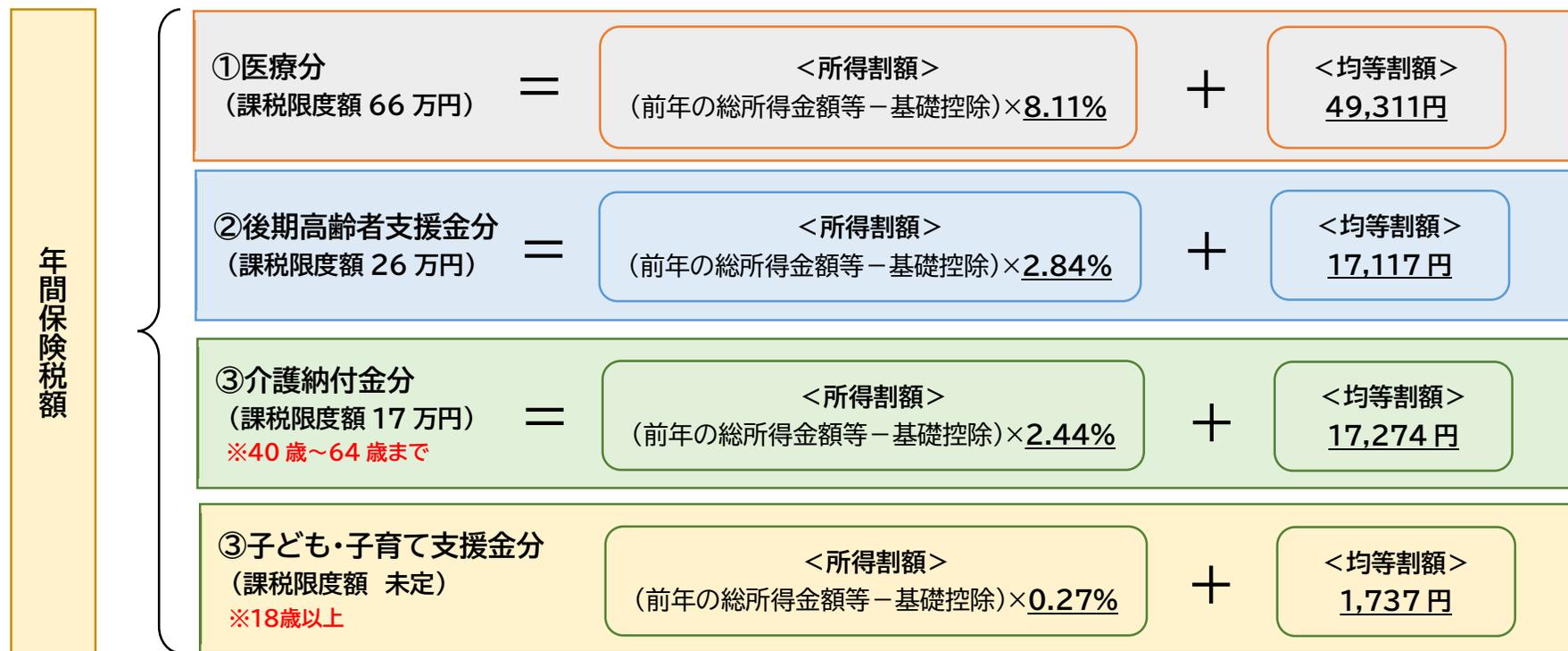
- ③ 国の基準に併せて、賦課限度額を106万円から109万円とする。なお、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は未だ示されていないため、シミュレーション上は当納付金分の賦課限度額は加味されていない。

	課税限度額(R7)	課税限度額(R8)	増加額
医療分	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援分	—	未定	—
合計	106万円	109万円	—

(表4)

◎上記の前提条件をもとに、保険税率の見直しについてシミュレーションを行った（次ページ以降）。

【国民健康保険税の算定方法(令和8年度)】



(図 2)

▼計算例 40 代、単身、年間給与収入 300 万円(給与所得 202 万円)の場合

→所得割額の基準所得金額 = 202 万円 - 43 万円(基礎控除) = **159 万円**

	所得割額	均等割額	合計(100 円未満切捨て)
①医療分	159 万円 × 8.11% = 128,949 円	49,311 円	178,200 円
②後期高齢者支援金分	159 万円 × 2.84% = 45,156 円	17,117 円	62,200 円
③介護納付金分	159 万円 × 2.44% = 38,796 円	17,274 円	56,000 円
④子ども・子育て支援分	159 万円 × 0.27% = 4,293 円	1,737 円	6,000 円
			<b>(年間保険税額)302,400 円</b>

(表5)

## 《シミュレーション：県が示した本市の令和8年度市町村標準保険税率とした場合》

### ▼条件1

50代、単身

### ▼条件2

65歳以上夫婦(所得:夫のみ)  
(介護納付金分なし)

### ▼条件3

3人世帯 [40代夫婦+未就学児1人]  
(所得:夫のみ)  
(18歳未満は子ども・子育て支援納付金分なし)

所得	【条件1】年間保険税額		増加額	【条件2】年間保険税額		増加額	【条件3】年間保険税額		増加額	《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後		現行	見直し後		現行	見直し後			
0～43万円	16,500円	25,400円	8,900円	26,000円	40,700円	14,700円	39,700円	61,000円	21,300円	0～43万円	28.84%
50万円	36,200円	52,100円	15,900円	50,300円	75,900円	25,600円	74,700円	111,400円	36,700円	43～50万円	1.67%
100万円	124,800円	163,100円	38,300円	100,300円	132,000円	31,700円	135,700円	179,600円	43,900円	50～100万円	9.71%
150万円	185,800円	231,400円	45,600円	176,300円	228,900円	52,600円	236,400円	309,200円	72,800円	100～150万円	10.73%
200万円	246,800円	299,700円	52,900円	243,700円	312,400円	68,700円	297,400円	377,600円	80,200円	150～200万円	9.26%
250万円	307,800円	368,000円	60,200円	293,700円	368,400円	74,700円	385,000円	486,600円	101,600円	200～250万円	7.06%
300万円	368,800円	436,300円	67,500円	343,700円	424,600円	80,900円	446,000円	555,000円	109,000円	250～300万円	4.97%
400万円	490,800円	572,900円	82,100円	443,700円	536,800円	93,100円	568,000円	691,600円	123,600円	300～400万円	6.39%
500万円	612,800円	709,500円	96,700円	543,700円	649,000円	105,300円	690,000円	828,200円	138,200円	400～500万円	3.44%
600万円	734,800円	846,100円	111,300円	643,700円	761,200円	117,500円	812,000円	964,400円	152,400円	500～600万円	1.98%
700万円	856,800円	975,200円	118,400円	743,700円	873,400円	129,700円	934,000円	1,076,600円	142,600円	600～700万円	1.38%
800万円	970,300円	1,084,200円	113,900円	843,700円	933,100円	89,400円	1,035,500円	1,111,600円	76,100円	700～800万円	0.90%
900万円	1,045,700円	1,114,800円	69,100円	887,200円	946,600円	59,400円	1,060,000円	1,116,600円	56,600円	800～900万円	0.54%
1000万円	1,060,000円	1,117,500円	57,500円	890,000円	949,300円	59,300円	1,060,000円	1,119,300円	59,300円	900～1000万円	0.37%
1000万円超	1,060,000円	1,117,500円 ～	57,500円 ～	890,000円	949,300円 ～	59,300円 ～	1,060,000円	1,119,300円 ～	59,300円 ～	1000万円超	2.03%

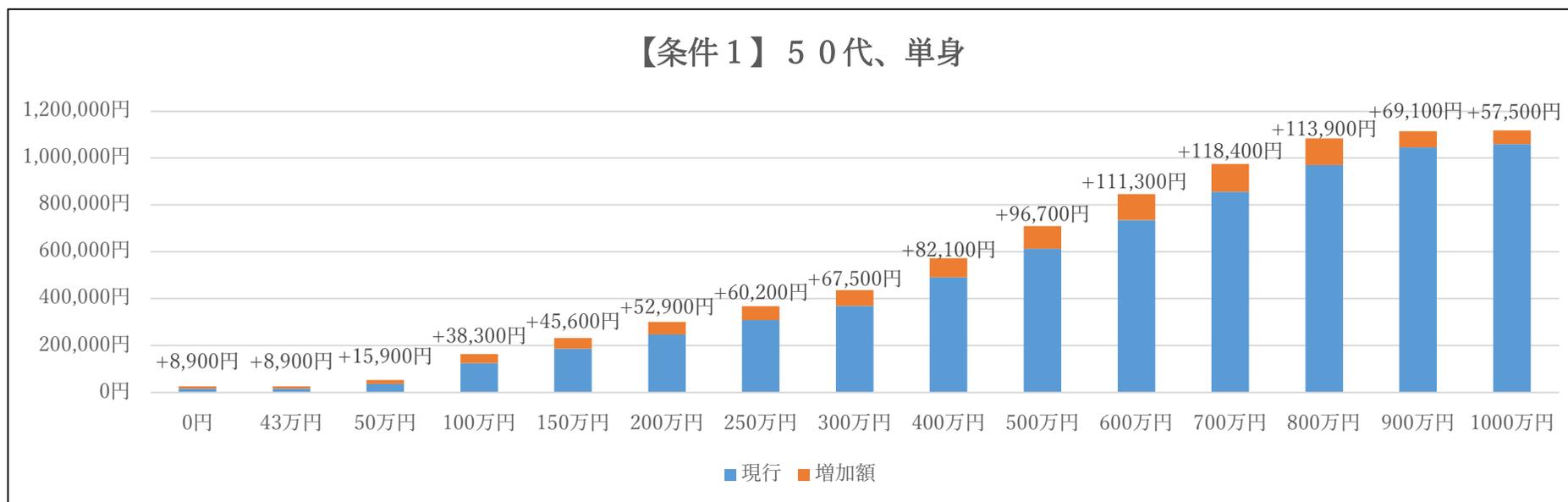
※低所得者に係る均等割保険税の軽減判定が見直される見込みだが、国から示されていないため現行どおり。

(表6)

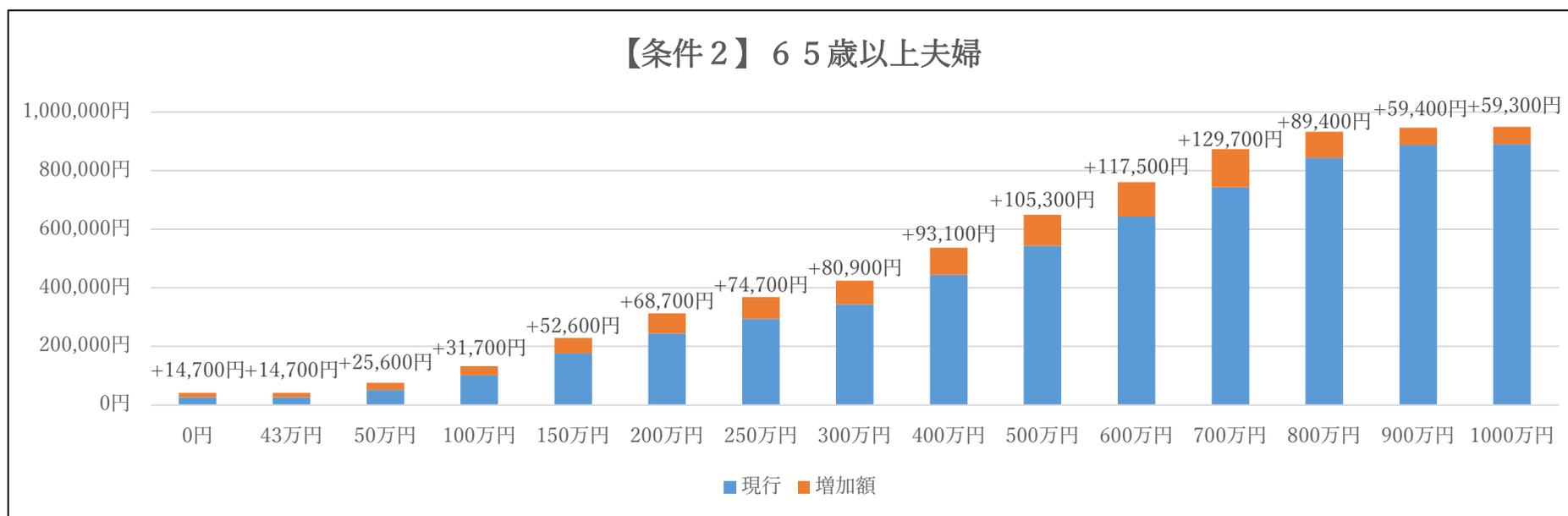
※子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は国から示されていないため設定なし。

※子ども・子育て支援納付金分の均等割額は18歳未満の被保険者は課税なし。

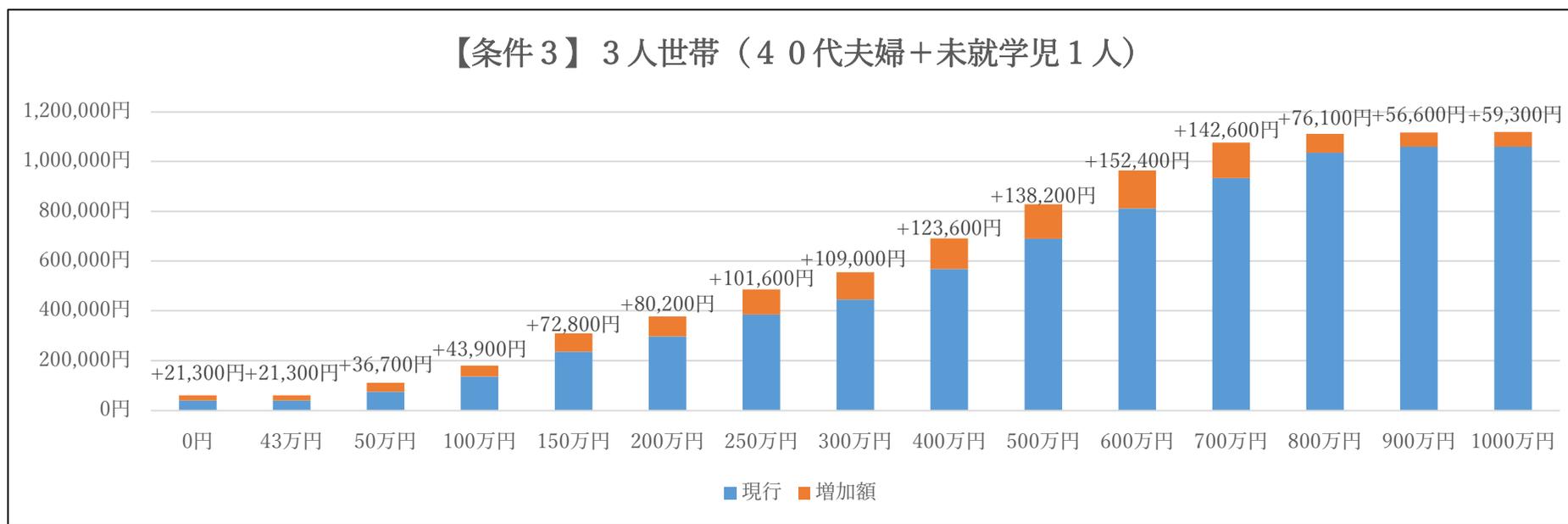
※所得階層割合は、全被保険者の割合となる。



(图 3)



(图 4)



(図5)

### (3) シミュレーション結果

- ・医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全ての区分で、所得割率、均等割額ともに引き上がるため、所得が高くなるにつれ、現行と比べた見直し後の増加額が大きくなる。
- ・所得約100万円未満の世帯については均等割額の軽減対象となるが、均等割額そのものの増加額が大きいため、軽減対象世帯の影響も大きい。
- ・課税限度額の制度があるため、一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられている。
- ・上記の結果、特に中間所得層の増加額が大きくなる。

#### (4) 税率改定による影響 (参考)

年度		所得割率		均等割額		1人当たりの影響(見込)
			増減率		増減額	
令和7年度	現行	12.20%		55,400円		
令和8年度(秋の試算)※	見直し後	13.66%	+1.46%	85,439円	+30,039円	+25,700円、+24.4%

※埼玉県から示された本市の令和8年度市町村標準保険税率(秋の試算)。

(表7)

#### ポイント!

- ・令和8年度の標準保険税率(秋の試算)によるシミュレーションでは、1人当たり約25,700円の引上げとなる見込みである。
- ・次回は、1月中旬に埼玉県から示される令和8年度の標準保険税率(本算定)によるシミュレーションを踏まえた答申(案)について協議いただく予定である。

## 【参考①】 県内他市の保険税率の状況について

### (1) 県内他市との比較【第2回運営協議会資料：振り返り】

- ・本市の保険税率は、県内他市（同規模・近隣等）と比較し、所得割率は中間に位置していますが、均等割額は低い水準となっています。
- ・本市では令和6年度に保険税率を改定しましたが、他市では、令和7年度にさいたま市、川越市、春日部市、草加市など、県内43市町村が保険税率を改定しています。

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計		備考
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	
県標準保険税率	7.44%	45,623円	2.74%	16,558円	2.29%	16,480円	12.47%	78,661円	
さいたま市	7.13%	38,300円	2.60%	13,500円	2.24%	14,600円	11.97%	66,400円	R7年度改定
川口市	7.45%	28,000円	2.50%	9,000円	1.30%	13,000円	11.25%	50,000円	
川越市	7.25%	36,300円	2.70%	14,100円	2.20%	15,000円	12.15%	65,400円	R7年度改定
越谷市	7.50%	31,900円	2.50%	11,500円	2.20%	12,000円	12.20%	55,400円	R6年度改定
春日部市	7.65%	39,400円	2.53%	14,500円	2.11%	14,900円	12.29%	68,800円	R7年度改定
草加市	7.87%	37,000円	2.63%	11,600円	2.23%	13,500円	12.73%	62,100円	R7年度改定
久喜市	7.81%	39,000円	3.09%	16,600円	2.87%	16,200円	13.77%	71,800円	所得割率県内1位 R7年度改定
八潮市	7.80%	35,000円	2.50%	15,000円	2.30%	14,000円	12.60%	64,000円	R7年度改定
三郷市	7.20%	32,800円	2.50%	11,600円	2.20%	13,700円	11.90%	58,100円	R7年度改定
吉川市	6.90%	37,000円	2.50%	11,000円	2.30%	14,000円	11.70%	62,000円	R7年度改定

(表8)

### ポイント!

- ・他市と比較すると、所得割率は中間に位置しているが、均等割は低い水準となっている。
- ・他市も、埼玉県標準保険税率などを参考に、赤字解消に向け保険税率の見直しなどを進めている。

## (2) 県内各市町村の税率改定状況 (R6→R7)

- ・県内63市町村のうち、43市町村(68%)において、令和7年度に税率を改定しています。
- ・令和6年度から令和7年度にかけて、所得割率+1%以上、均等割額+1万円以上の引き上げを行った市町村も多数存在し、令和8年度の赤字解消及び令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、段階的に保険税率の見直しを進めています。

	所得割率		均等割額		増減(R6→R7)		備考
	R6	R7	R6	R7	所得割率	均等割額	
県標準保険税率	12.37%	12.47%	75,733円	78,661円	+0.10%	+2,928円	
越谷市	12.20%	12.20%	55,400円	55,400円	—	—	R7年度改定なし
行田市	11.40%	12.70%	51,000円	65,500円	+1.30%	+14,500円	所得割率県内5位
春日部市	10.35%	12.29%	55,800円	68,800円	+1.94%	+13,000円	
上尾市	11.30%	12.30%	59,000円	70,000円	+1.00%	+11,000円	
草加市	11.40%	12.73%	44,600円	62,100円	+1.33%	+17,500円	所得割率県内4位
富士見市	10.65%	11.85%	49,900円	60,700円	+1.20%	+10,800円	
坂戸市	10.90%	12.15%	39,000円	56,000円	+1.25%	+17,000円	
日高市	11.60%	13.30%	61,500円	75,700円	+1.70%	+14,200円	所得割率県内3位、均等割額県内1位
小川町	10.80%	12.10%	61,500円	75,200円	+1.30%	+13,700円	均等割額県内2位
ときがわ町	9.80%	11.60%	55,000円	66,000円	+1.80%	+11,000円	
吉見町	11.30%	12.60%	46,000円	60,000円	+1.30%	+14,000円	
皆野町	9.10%	12.20%	45,000円	70,400円	+3.10%	+25,400円	所得割率増減(R6→R7)県内2位 均等割額増減(R6→R7)県内3位
東秩父村	8.00%	10.02%	48,000円	60,600円	+2.02%	+12,600円	均等割額増減(R6→R7)県内5位

※賦課方式2方式で、R6→R7の増減が所得割+1.0%以上、均等割+10,000万円以上の県内市町村。

※所得割率及び均等割額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計。

(表9)

### ポイント!

- ・県内63市町村のうち、43市町村(68%)において、令和7年度に税率を改定しており、令和8年度の赤字解消及び令和9年度の保険税水準の準統一に向け段階的に見直しを進めている。

# 【参考②】 子ども・子育て支援金制度について

(出典)こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室  
「子ども・子育て支援金制度について(令和7年3月)」

## 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)のポイント

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

### こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

#### 1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) → 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
  - ・ 高校生年代まで延長
  - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

\* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳~高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 → 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

#### 2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

- **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]
  - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- **乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設**
  - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能(◎)
  - ・ 可能な仕組み [令和8年4月給付化]
- **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

#### 3. 共働き・子育ての推進

- **出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)**
  - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進(◎)
  - [令和7年4月]
- **育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)** (◎)
  - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賞金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]
- **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

### 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ~少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み~
  - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円\*)。医療保険料とあわせて徴収
  - ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
  - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
  - ・ 令和6~10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行
- **こども・子育て政策の見える化の推進**
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

## 子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

### 1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当 (R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ こども誰でも通園制度 (乳児等支援給付) (R8.4～)
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人  
当たり平均の  
給付改善額  
(高校生年代まで  
の合計)は  
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。



### 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

### 3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

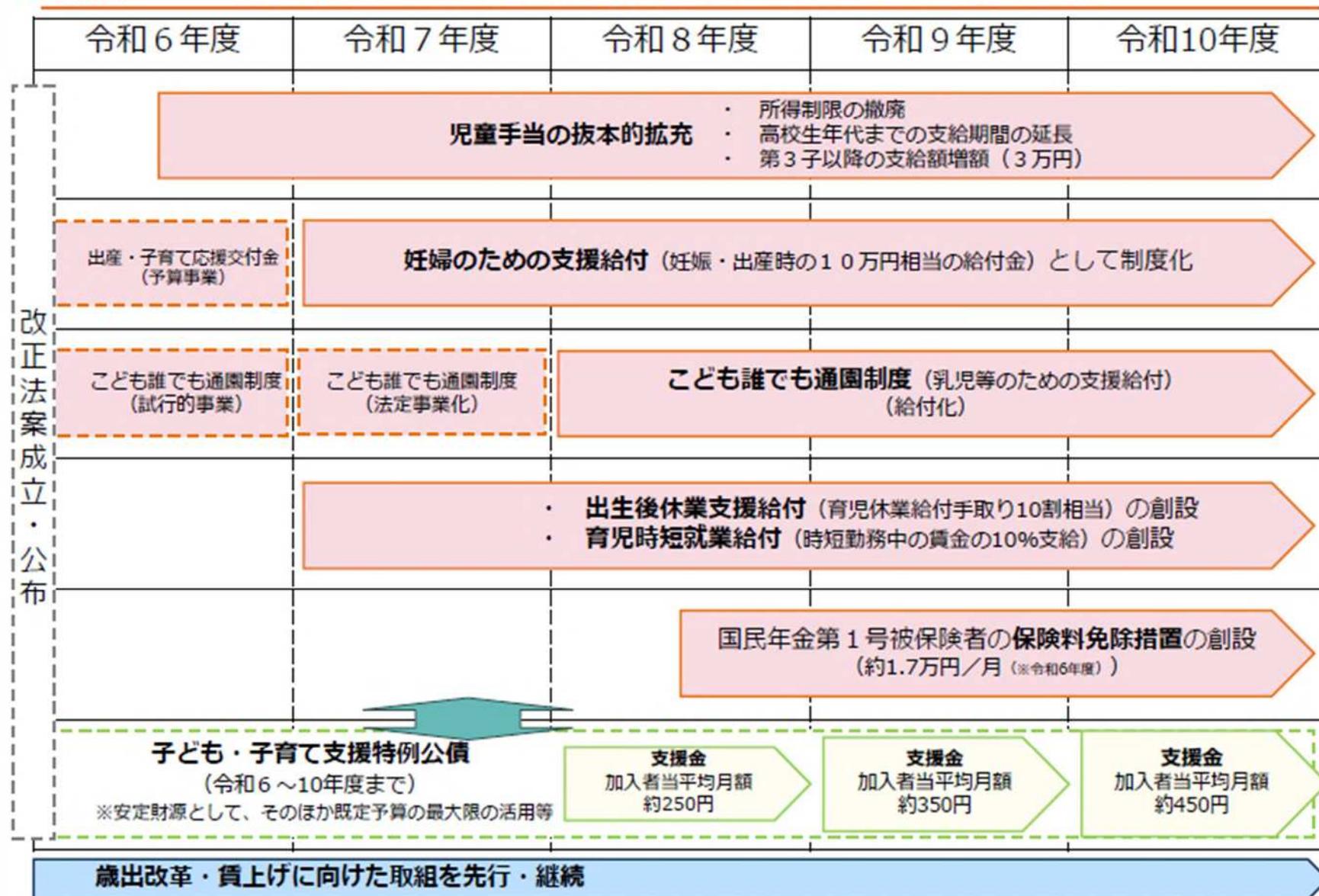
- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保障負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\left[ \text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

## 加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



## 子ども・子育て支援金制度とは①

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとしました**。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした大きな給付拡充に当たっては、**経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります**。  
子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって**社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保障料負担の割合)が上昇しないようにします。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円となります**。つまり、子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなります。
- 支援金は、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、**医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

**支援納付金の総額**  
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費<sup>(※)</sup> の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

**後期高齢医療制度  
とそれ以外**

後期高齢者  
【8.3%】<sup>※R10見込み。</sup>  
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

**1,100億円程度**

(現行制度に準じた  
低所得者への負担軽減あり)

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

**国保と被用者保険**

2,500万人

国保  
【23%】

7,400万人

被用者保険  
【68%】

**3,000億円程度**

(現行制度に準じた公費投入  
及び低所得者への負担軽減あり)

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

**被用者保険間**

3,800万人

協会けんぽ  
【30%】

**3,900億円程度**

2,700万人

健保組合  
【28%】

**3,700億円程度**

940万人

共済  
組合等  
【10%】

**1,300億円程度**

(男 使 折 半)

**事業主が0.4兆円程度を拠出**

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

## 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
<b>全制度平均</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

（注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の扱分は総報酬制であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

（注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（\*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬制であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが遅れた場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。  
\*令和10年度に被用者保険において拠出した8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円に割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

（注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

（注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦2人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）、国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。  
\*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみで、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。  
\*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

（注6）介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

## 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせて賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

### 基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。<sup>注1</sup>
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。<sup>注2</sup>
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。<sup>注3</sup>

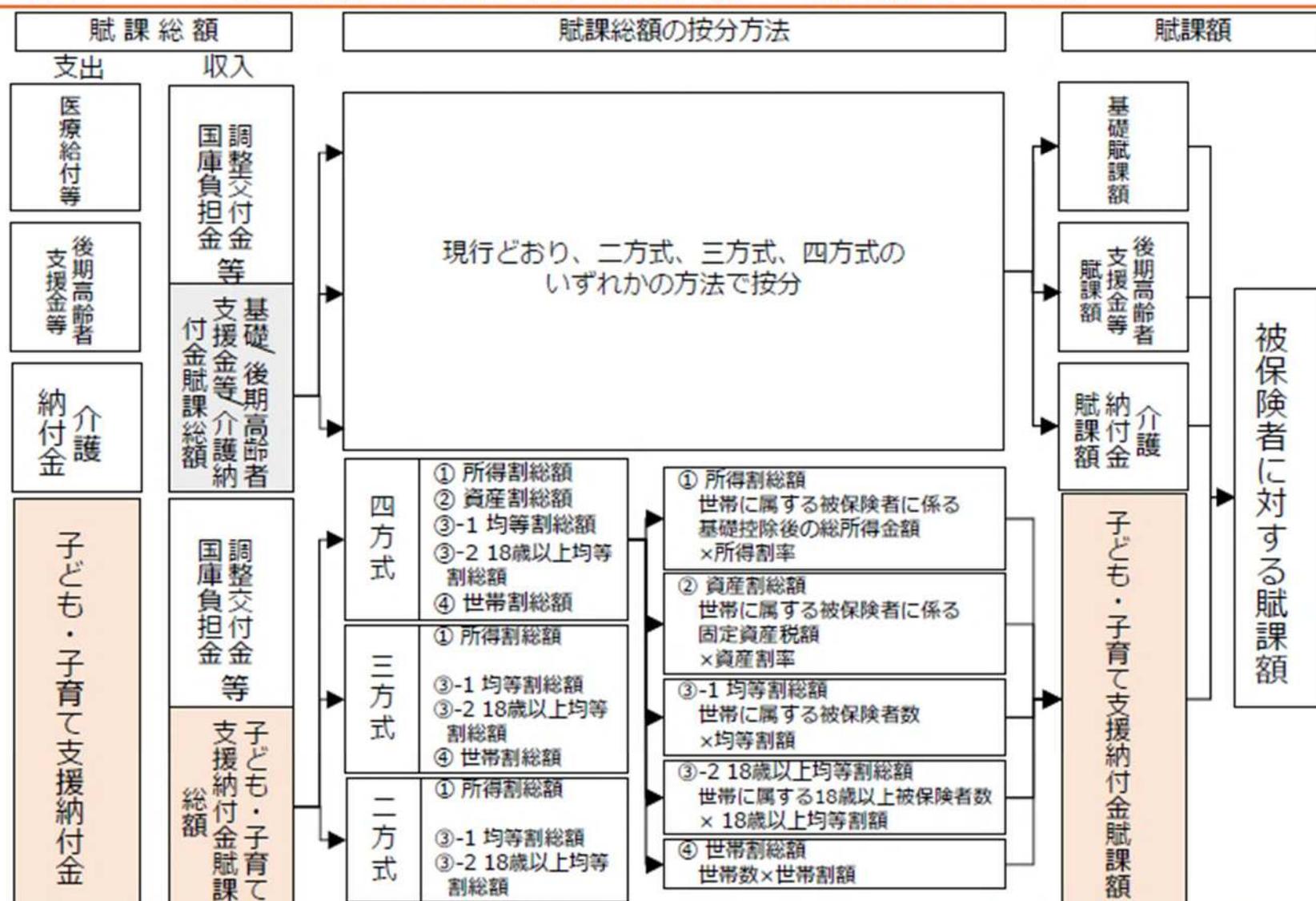
注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもにかかる10割分については、対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

## 支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額的全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割額を設けている。